

# 東京都大学サッカー連盟 加盟大学規程

## (目的)

第1条 この規程は、加盟大学チームに関して必要な事項を定める。

## (加盟チーム)

第2条 公益財団法人日本サッカー協会の制定した競技規則に基づきサッカーを行うチームであって、本規程の定めるところに従い本連盟に加盟したもの。

- 2 大学専任教職員の部長又は顧問を置くことを必須とする。
- 3 原則として、東京都に所在する単一の大学の学部生のみによって組織されたチームとする。ただし、科目等履修生及び大学院生、通信教育課程の学生は登録できない。
- 4 1大学につき、1チームの加盟を原則とする。
- 5 平成18年度までに加盟していたチーム（日本大学文理学部・商学部・生物資源科学部）については、本条第4項は適用されない。

## (加盟登録)

第3条 本連盟の加盟チームは、公益財団法人日本サッカー協会ならびに公益財団法人東京都サッカー協会に登録申請をして、その承認を得なければならない。

- 2 本連盟の加盟チームは、一般財団法人全日本大学サッカー連盟ならびに一般財団法人関東大学サッカー連盟に登録申請をして、その承認を得なければならない。

## (加盟手続き)

第4条 加盟チームは、1月末日までに所定の加盟申請手続きを完了しなければならない。ただし、競技会に参加しようとする加盟チームは、その競技会が定める期限日までにチームの登録手続きを完了しなければならない。

- 2 登録に変更が生じたときは、直ちに変更申請を本連盟に提出しなければならない。
- 3 加盟チームの選手は、公益財団法人日本サッカー協会登録済の者とし、原則として他の加盟チームと二重に登録することはできない。

## (加盟チームの権利及び義務)

第5条 加盟チームは、本連盟規約第4条に関する事業に関与すること。

- 2 加盟チームは、本連盟が主催する競技会に参加することができる。ただし、外国籍選手の参加については、各競技会要項の定めるところによる。
- 3 加盟チームは、代表者（部長又は顧問）、評議員、監督を登録すること。ただし、代表者及び評議員は、学生（学部生又は大学院生）とすることはできない。
- 4 加盟チームは、運営委員2名を登録すること。
- 5 加盟チームは、公益財団法人日本サッカー協会「審判員及び審判指導者等に関する規則」に定める有資格の登録審判員として6名以上（3級以上の審判員を1名以上を含む）を有すること。
- 6 加盟チームは、各連盟加盟費、本連盟運営費、選手登録料、各大会参加費を定められた期日までに納付すること。

(加盟チーム等に対する懲罰)

第6条 本連盟の規約・その他決定事項に反する行為及び本連盟の名誉を著しくけがす行為があった加盟チーム並びに所属する選手及びスタッフ等は、規律委員会に諮られ懲罰を科され、理事会の審議により処分を受ける。

- 2 当該チーム又は選手は、処分内容に不服がある場合には処分通知書の発給日から20日以内に規律委員会に書面にて不服を申し立てることができる。

(東京都大学サッカーリーグ1部及び2部所属条件)

第7条 東京都大学サッカーリーグ1部及び2部に所属するためには、競技成績の他に、以下第8条から第14条に記載する事項を全て満たす必要がある。なお、条件の算定期間は前年のシーズン1月～東京都大学リーグカップ終了日までとする。

第8条 本連盟に提出する「プロフィールシート」に記載された監督又はスタッフが試合へ帯同およびマッチコーディネーションミーティング（以下MCM）へ必ず出席すること。ただし、代表出席者は社会人に限る。社会人とは、原則として学生・大学院生は除くが、相応しい事情がある場合には、連盟に申請した後、理事会で審議決定する。なお、原則として、体調不良等含む理由は如何に問わず欠席を認めないが、理事会で審議決定するものとする。なお、「プロフィールシート」記載の監督は社会人に限る。

第9条 第5条第4項とは別に社会人（大学院生等除く）の運営委員を1～3名選出すること。監督との兼任は可とする。社会人の定義は第8条に準ずる。社会人運営委員の当該年度中の変更は原則として認めない（上限内の追加は可）。監督または社会人運営委員が全公式戦のうち60%以上の試合に帯同およびMCMへ出席すること。

第10条 当連盟主管の公式戦において、土・日曜日（月～金曜日の祝日除く）に2試合以上を開催することができる会場を年間で3回以上の提供及び試合運営を行うこと。「2試合以上の開催」には、各1試合以上の「1部または2部リーグ」が含まれるものとする（チャレンジリーグ2試合の開催は含まない）。ただし、山梨県に所在する大学は本条を適用しない。

- 2 提供会場は大会開催要項に記載の条件に当てはまるものとする。

第11条 各種連盟から求められる提出物及び連絡について期限を順守し、遅延率が10%未満であること。

(遅延/期限設定回数 = 10%未満)

第12条 各種不適切対応によるペナルティポイントが10ポイント未満であること。ペナルティポイントは、不適切対応の内容により1ポイント・2ポイント・5ポイント・10ポイントのいずれかとし、その内容が各チームにとって直接的な損失がない（お詫びのみで終わる）内容に付与するものとし、別表に例示する。ただし、この限りではない。

第13条 本連盟の運営マニュアルの記載通りに試合運営を行うこと。東京都大学サッカー連盟役員による抜き打ちで視察を行う場合がある。

第14条 関東大学サッカーリーグからの降格チームにおいては、初年度東京都大学サッカーリーグ1部に所属し、翌年度は各要件に沿って、所属リーグを決定する。

第15条 関東大学サッカー大会参加へ推薦するチームは、推薦時点の当該年度の東京都大学サッカーリーグ1部において各要件を満たしたチームのみとする。

(改廃)

第16条 本規程の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(制定)

第17条 本規程は、令和4年1月1日から施行する。

附則

令和4年2月11日 改正

第12条 別表 ペナルティポイント

ポイント	チームに関すること	学生審判員に関すること
1ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試合運営に関することの不適切対応</li> <li>① MCMに遅刻する</li> <li>② メンバー表の提出時刻に遅れる</li> <li>③ キックオフ時間の遅延となる行動をする（ベンチアウト遅れなど）</li> <li>④ 登録されたユニフォーム等を着用していない（アンダーシャツやテープ含む）</li> <li>⑤ ユニフォームを忘れによるカラー選択肢の制限がされる</li> <li>⑥ 新球ボールを用意していない（チャレンジリーグ除く）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連盟からの依頼事項への違反（例：HP、SNS 対応など）</li> <li>・「試合運営マニュアル」に則らない試合運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場到着遅延により、MCMを欠席する（事前連絡あり） ※やむを得ない理由は除くが、30分未満の電車遅延証明は認められない</li> <li>・審判用具を忘れる（ワッペン、シャツ、副審フラッグ等）</li> </ul>
2ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営委員会に無断欠席する ※やむを得ない理由は除く</li> <li>・会場提供連絡締切後に日時等を変更する ※やむを得ない理由は除く</li> <li>・審判担当を他大学へ依頼する（変更可否は連盟側にて決定） ※やむを得ない理由は除く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場到着遅延により、キックオフ時刻直前の到着またはキックオフ時刻に間に合わず、役割変更（副審→第4 審判等）や審判員の変更が行われる（MCMまでに事前連絡あり） ※やむを得ない理由は除く</li> </ul>
5ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試合日時（場所含む）のホームページ公開後の変更 ※やむを得ない理由は除く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MCMまでに到着しておらず、事前連絡もない</li> </ul>
10ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監督会議に無断欠席する ※やむを得ない理由は除く</li> </ul>	

注) 上記はあくまで例示であり、この限りではない